



2023年6月30日

各 位

会社名 ア ル ヒ 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 兼 COO 勝屋 敏彦
 (コード番号：7198 東証プライム)
 問合せ先 執行役員 CFO 花田 信彦
 (TEL：03-6229-0777)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である SBI ホールディングス株式会社及び SBI ノンバンクホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2023年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
SBI ホールディングス株式会社	親会社	—	54.32	54.32	株式会社東京証券取引所 プライム市場
SBI ノンバンクホールディングス株式会社	親会社、 主要株主 かつ筆頭株主	54.32	—	54.32	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称	SBI ホールディングス株式会社
その理由	SBI ホールディングス株式会社は、100%子会社である SBI ノンバンクホールディングス株式会社を通じて、当社の議決権所有割合の 54.32% を間接保有しています。SBI ホールディングス株式会社及び同社の子会社（以下、「SBI グループ」）においては、SBI ホールディングス株式会社がグループ全体の基本方針・戦略決定やグループ間のシナジー施策を推進しているため、当社に与える影響が最も大きい親会社は SBI ホールディングス株式会社であります。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け等

SBI ホールディングス株式会社は、当社の議決権の 54.32%（合算対象分を含む）を所有する親会社であります。当社は、SBI グループの中で、金融サービス事業のうち銀行事業における主要構成企業の 1 つとして位置付けられております。

(2) 親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係及び独立性の確保について

当社及び当社子会社は、住宅ローンをはじめとしたお客様の住み替えに必要な商品・サービスをワンストップでご提供する「住み替えカンパニー」を目指しており、SBI グループとの協働による商品・チャネルの更なる拡充を進めております。

このような中、SBI グループとの情報交換及び経営体制の強化などを目的として、SBI グループから兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち SBI グループの兼任取締役は2名と半数に至る状況にはなく、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

さらに、当社は、当社と支配株主又はその子会社との間の重要な取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主又はその子会社との利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関である特別委員会を設けております。同委員会は、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成され、支配株主又はその子会社と当社との間の重要な直接取引等について、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行い、取締役会に答申しております。

上記により、当社は SBI グループからの独立性が確保されています。

SBI グループの兼任取締役の氏名、SBI グループにおける主な役職、及び就任理由は以下のとおりであります。

(役員・の兼務状況)

(2023年6月30日現在)

役職	氏名	SBI グループにおける主な役職	就任理由
取締役	太田 智彦	SBI マネープラザ株式会社 代表取締役執行役員社長	保険・住宅ローン等の金融商品を取り扱う金融サービス事業での知見・経験から、当社の住宅ローン関連事業の強化・拡大に重要な役割を担い、企業価値の向上への貢献が期待されるため。
取締役	高橋 和彦	SBI エステートファイナンス株式会社 代表取締役 SBI スマイル株式会社 代表取締役 SBI ギャランティ株式会社 取締役	不動産事業及び金融関連事業における知見・経験から、当社の事業戦略の強化及び事業課題の解決への貢献が期待されるため。

4. 支配株主等との取引に関する事項

記載すべき重要な事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

前記のとおり、支配株主又はその子会社との間の重要な取引については、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行っており、その結果を取締役に答申しております。

以上